

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第46号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>様式第4号（第7条関係）<br/>略</p> <p>様式第6号（第9条関係）<br/>略<br/>心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）<br/>（該当するものを で囲むこと）</p> <p>1～4 略<br/>5 <u>人工ペースメーカー</u>（有・無）<br/>略</p> <p>様式第9号（第11条関係）<br/>略</p> | <p>様式第4号（第7条関係）<br/>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> <p>様式第6号（第9条関係）<br/>略<br/>心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）<br/>（該当するものを で囲むこと）</p> <p>1～4 略<br/>5 <u>ペースメーカー</u>（有・無）<br/>略<br/>6 <u>ペースメーカーの適応度</u>（クラス ・クラス ・クラス ）<br/>7 <u>身体活動能力（運動強度）</u>（ メッツ）</p> <p>様式第9号（第11条関係）<br/>略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、身体障害者手帳の交付を受けた方の居住地等の変更に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> |

| 改正前                 | 改正後  |
|---------------------|--|
| 様式第11号（第12条関係）<br>略 | 様式第11号（第12条関係）<br>略<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この様式に記載された個人情報、身体障害者手帳の再交付に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> </div>           |
| 様式第12号（第12条関係）<br>略 | 様式第12号（第12条関係）<br>略<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この様式に記載された個人情報、身体障害者手帳の返還に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> </div>            |
| 様式第17号（第17条関係）<br>略 | 様式第17号（第17条関係）<br>略<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この様式に記載された個人情報は、身体障害者生活訓練等事業等の開始又は変更に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> </div> |
| 様式第18号（第17条関係）<br>略 | 様式第18号（第17条関係）<br>略<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この様式に記載された個人情報は、身体障害者生活訓練等事業等の廃止又は休止に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> </div> |

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成26年4月1日から施行し、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則様式第6号の規定は、同日以後に交付される医師の診断書及び意見書について適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に規定する様式第6号の用紙を使用して交付された医師の診断書及び意見書は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則様式第6号の規定にかかわらず、平成26年6月30日までの間、使用することができる。